

大阪市底質対策等技術検討会開催要綱

(目的)

第1条 この要綱は、本市域内の河川等の公共用水域における有害な底質ならびに市内の土壤汚染・地下水汚染等に係る対策を有効かつ適確に推進するため、「大阪市底質対策等技術検討会」(以下「検討会」という。)を開催し、良好な環境を確保することを目的とする。

(所掌事務)

第2条 検討会は、次の各号に掲げる事項について、調査、検討を行うものとする。

- (1) 底質対策の技術的専門的な事項に関すること。
- (2) 土壤汚染対策の技術的専門的な事項に関すること。
- (3) 地下水汚染対策の技術的専門的な事項に関すること。
- (4) 地盤環境対策の技術的専門的な事項に関すること。
- (5) その他上記以外で必要と認める事項に関すること。

(会議の委員)

第3条 検討会には、前条に掲げる事項に関する学識経験を有する者のうちから、市長が委嘱する5名以内の委員が参加するものとする。

2 委員の任期は2年とする。

ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第4条 委員長は委員の互選により選出する。

2 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代行する。

(会議の運営)

第5条 検討会は委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 検討会の庶務は環境局環境管理部環境管理課(水環境保全グループ)で行う。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討会に関する事項は、委員長が定める。

附則

この要綱は平成17年10月24日から施行する。

附則

この要綱は平成19年4月1日から施行する。

附則

この要綱は平成20年7月15日から施行する。

附則

この要綱は平成23年4月1日から施行する。